

審査の結果の要旨

氏名 水上 拓哉

本論文は、対人関係をおもな活動場面とするソーシャルロボットに関わる倫理的な諸問題を考察する際に、より有効な倫理的な枠組みを構築することを目的としている。

論文は序論と結論を除いて3部構成からなる（各部は複数の章から構成されている）。第1部では、現在技術哲学・技術倫理の分野で主流になりつつある Mark Coeckelbergh や Pete-Paul Verbeek らによるポストヒューマニズム的な理論枠組みと主要議論を整理し（第2章）、人間中心主義を脱却しようとするその利点が、ソーシャルロボットを対象とする場合には逆に限界となってしまうことが指摘される（第3章）。

第2部では、現行諸理論のこれらの限界点を乗り越えるために、ソーシャルロボットを「小道具 (prop)」とみなすという、著者独自の視点が導入される。ソーシャルロボットの道徳的地位を人間と同格または近似のものとはみなすのではなく、「小道具」と位置づけることで、人とロボットの関係に生じる道徳的行為者性はそのロボットをめぐる虚構的な真理と解釈することができる（第4章）。これにより、ソーシャルロボットが担っているアクターはロボットそのものではなく、人との相互行為によって生じた虚構的な像であると解釈することが可能になり、そこに道徳的な責任を帰属させることは不適切であることが主張され、ソーシャルロボットの行為者性や道徳的重要性は、むしろ人（ユーザー）の心的過程を対象として分析することが可能なものとされる（第5章）。

第3部では、第2部の議論を踏まえ、ソーシャルロボットの設計者がどのような倫理的責任を負うべきなのか、また設計過程に倫理的要素を採り入れるにはどうしたらいいのか、その実際の方法が考察される。人とソーシャルロボットの相互関係から生ずるさまざまな現象が虚構的な性質をもっているとする、設計者が負うべき倫理的範囲はおのずと限定される。著者は Kendall Walton のフィクション論に依拠しつつ、設計者が自身で「公認する遊び」ではなく、「非公認でも自然な遊び」が設計者が倫理的責任を負うべき範囲であると主張する（第6章）。そして、この点を評価するには現行の工学的評価システムではなく、小道具的活動を評価するシステム——具体的には文学賞やおもちゃの評価基準のようなシステムの方が適しているという

提案がなされている（第7章）。

以上の内容について、ソーシャルロボットの倫理的課題について日本ではまだあまり研究が進捗していない論点を綿密に検討し、独自の視点と分析枠組みを提唱しており、総合的な学術的価値は高いと審査委員会は評価した。とくに、ソーシャルロボットを実体論的に捉えるのではなくユーザーである人との関係でその機能や役割を変える「小道具」と位置づけ、人とロボットの関係性を「ごっこ遊び」とみなす分析枠組みは、学術的独自性に富むものである。また、技術哲学・技術倫理の先行諸研究を丁寧にレビューしている点や、科学技術社会論など隣接諸分野への接続を意識している点なども、評価できる点である。

一方で、以下のような批判点も指摘された。

- ・ポストヒューマニズムでは記述と規範の接続がうまくいかないから人間中心にするというのが議論の出発点だが、そもそも記述と規範は違う領域なので接続する必要はない、あるいは接続するのは無理があるのではないか。
- ・議論のアウトプットは主として誰／どこに還元されるべきものなのか、また、ユーザーの位置づけはどのようなものになるのか、明確性に欠けるのではないか。
- ・メディア論・コミュニケーション論の観点からすると、「行為者性」と「エージェント」をア prioriに分けて議論を進めるなど、エージェンシー概念の使われ方が皮相的である。「小道具」や「ごっこあそび」などはまさにメディアの問題でもあるので、メディア論・コミュニケーション論における議論には、さらに参照すべき蓄積があるはずである。
- ・デザイン論におけるユーザーエクスペリエンスなどの領域でも、たとえばユーザーが積極的に設計者の意図を裏切っていくプロセスを評価するなどの視点もあり、参照すべき論点があると思われるが、ほとんど触れられていない。
- ・「人間中心」という用語／概念を無批判に使っているように思われる。個人が想定されているのか、個人の集合あるいは社会が想定されているのか。そもそも西洋近代型の「自律した、責任を取れる」個人という概念自体がフィクションであるという視点への、より積極的な配慮が必要ではないか。

しかしこれらの論点の多くは、当該博士論文自体の瑕疵というよりもむしろ、申請者が今後研究を進展させていく中で留意し、あるいは積極的に議論の対象としていくべき将来的な課題であると位置づけるのが正当であろう。また、申請者自身、これらの批判点の多くについては未解

決の課題であることを十分自覚しており、今後の研究の進捗発展の中で対処あるいは参考としていく見通しを審査の席上で筋道を立てて回答していることから、現時点で問題視する必要はないと思われる。

以上の審査を踏まえ、審査委員は一致して、本論文は博士（学際情報学）の学位請求論文として合格と認められると判断した。